平成２２年（フ）第３１９号
群馬県安中市簗瀬46番地１
債務者　湯本　秀子
１　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３２８号
群馬県高崎市下大類町654番地７　林貸家
債務者　田中　克弘
１　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３３０号
群馬県富岡市一ノ宮438番地２
債務者　池田小夜子
１　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４４３号
埼玉県深谷市国済寺387番地７　レジェン清水壱号館101号
債務者　島村サチオ
１　決定年月日時　平成22年10月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１１４５号
千葉市中央区東本町７番14号　イーストフジ203号
債務者　安部　桂太
１　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６６号
千葉県山武市蓮沼ロの2785番地65
債務者　小倉かをる（旧姓御前）
１　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第４１２号
新潟市西区寺尾東１丁目５番46号
債務者　中野　　学
１　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４３号
新潟市中央区美咲町１丁目９番21号　サーム美咲402号
債務者　松本　鉱一
１　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２２号
静岡県御殿場市萩原1392番地の２　メゾン富士岡202
債務者　工藤　明美
１　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３８６号
静岡県伊豆市湯ケ島308番地　宮の前団地１号室、前住所神奈川県小田原市本町２丁目４番39―305号　共立本町マンション
債務者　土屋　和久
１　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４０１号
静岡県伊東市南町１丁目３番26号　カーサ伊東208号
債務者　竹村　　崇
１　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
三重県多気郡多気町森荘202番地
債務者　金谷ヱミ子
１　決定年月日時　平成22年10月６日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第６０１号
京都市南区東九条中御霊町79番地
債務者　上田　俊八
１　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７８９号
京都市右京区花園内畑町22番地３
債務者　石田　敏一
１　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３５４号
京都市西京区桂巽町52番地　ハイツフクイ201
債務者　スタジオロッソこと　加藤　泰子
１　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３７号
京都市下京区西之町161番地　市住８棟101号
債務者　堀田　　徹
１　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５８２号
京都府宇治市広野町西裏18番地の１
債務者　栗田美千子
１　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係